

建設工事等競争入札参加資格審査申請の受付について
(令和3・4年度)

山口県玖珂郡和木町役場 企画総務課 財政係

和木町が発注する建設工事等の入札に参加しようとする方は、建設工事等入札参加資格審査申請を行う必要があります。令和3・4年度用の申請の受付を下記のとおり行いますのでお知らせします。

なお、本町では、役務・物品についての受付はしていません。

平成31・32年度との主な変更点

◆新型コロナウイルス感染症等の影響により納税の猶予を受けられた方へ

提出書類のうち国税の納税証明書については、「納税証明書その3の3（または納税証明書その3）」に代えて、「納税の猶予許可通知書」または「納税証明書（その1）」を提出してください。町税については、滞納（未納）税額のないことの証明書に代えて、「徴収猶予許可通知書」を提出してください。

◆山口県様式では押印廃止となっていますが、和木町に提出する際は押印をしていただきますようお願いいたします。

◆平成31・32年度申請時の申請内容（添付書類等）から一部変更がありますのでご注意ください。

山口県様式の第3号様式（工事等経歴書）及び第4号様式（技術者経歴書）が削除されていますので、参考様式として以前の様式を添付しています。内容が網羅されていれば、任意の様式でかまいません。

1. 申請者の資格

申請区分	申請者の資格
建設業	建設業法第2条第3項に規定する建設業者で、経営事項審査を申請している者。 申請日時時点で「雇用保険」、「健康保険」及び「厚生年金保険」が「加入」又は「適用除外」の者。
測量業	測量法第10条の3に規定する測量業者
土木関係建設コンサルタント業務	営業を営んでいる者
建築関係建設コンサルタント業務	建築士法第23条第1項の規定による建築士事務所の登録を受けている者。ただし、建築設備（建築基準法第2条第3号に規定するものをいう。）に係る設計又は工事監理に関する業務を営む者については、この限りではない。
地質調査業	地質調査業者登録規程第2条の規定により、登録を受けている地質調査業者
補償関係コンサルタント業務	営業を営んでいる者。ただし、業務に関し法律上登録を必要とするものにあつては、当該登録を受けているものに限る。 (例) 不動産の鑑定評価に関する法律第2条第3項に規定する不動産鑑定業者 建築士法第23条第1項の規定により登録されている建築士事務所 土地家屋調査士法第8条の規定により登録されている土地家屋調査士

2. 申請書の区分

建設工事と測量、土木関係建設コンサルタント、建築関係建設コンサルタント、地質調査、補償関係コンサルタント業務（以下「測量、建設コンサルタント等」という。）とは区分して申請することとなるので、同一企業が建設工事と測量、建設コンサルタント等の入札参加を希望する場合は、別々に申請書を提出してください。

3. 申請書の提出期間及び提出方法

- ◆ 受付期間 令和3年2月1日～令和3年2月28日
(土日祝日を除く)
- ◆ 受付時間 午前9時00分～午後5時00分
提出書類は、申請者の持参又は郵送による受付とします。
(期限末日の消印のあるものまで有効)
【郵送の場合の注意事項】
 - ・封筒に「建設工事等入札参加資格審査申請書在中」と記入してください。
 - ・書類不備は受付を保留します。書類不備の場合は、3月10日までに書類を補正し、提出してください。
 - ・受付済書が必要な方は、返信用はがき又は返信用封筒(宛名記入し、切手を貼りつけたもの)を同封してください。
- ◆ 追加申請 (上記期間までに申請できなかった場合)
令和3年4月1日から随時受け付けます。

4. 受付場所及び郵送先

(封筒に「建設工事等入札参加資格審査申請書在中」と記入してください。)
和木町企画総務課(役場2階)
〒740-8501 山口県玖珂郡和木町和木1丁目1番1号

5. 問い合わせ

和木町企画総務課(TEL 0827-52-2135)

6. 申請書の提出部数

提出部数は1部とします。

紙ファイル(A4版)に綴じ、その申請ファイルの表紙・背表紙に社名を記入してください。

7. 申請書様式

次の①・②のいずれかで、必要箇所を「和木町」に修正し、使用してください。

ただし、第12号様式については別添の町独自様式をダウンロードしてください。

① 山口県に申請する場合の様式

※必要箇所を和木町に修正してください

山口県庁HP 監理課

建設工事等入札参加資格 令和3・4年度資格の申請

<http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a18100/kensetsu/201610140002.html>

② 国土交通省地方整備局に申請する場合の様式

8. 申請書及び添付書類

《建設工事》

① 入札参加資格審査申請総括表

第13号様式（その2）（建設業者）

② 競争入札参加資格審査申請書※押印すること。

第1号様式（その1）（建設業者）

③ 許可証明書又は許可通知書の写し

許可（登録）の更新手続中の場合は、許可（登録）証明書又は許可（登録）通知書の写しと許可申請書（提出先の受付印のあるもの）の写しを併せて提出してください。

④ 営業所一覧表（第2号様式）【任意様式可】

⑤ 建設工事等経歴書【任意様式可】

様式は任意様式でかまいません。

申請日の直前2年間において請け負った業務等（未完了のものを含む）について主なものを記入してください。

⑥ 技術者経歴書【任意様式可】

様式は任意様式でかまいません。

⑦ 納税証明書（町税 申請日前3ヶ月以内に証明されたもの。写し不可）

：和木町内に本店又は営業所等を置く場合

固定資産税、軽自動車税、法人町民税、個人町民税等の納税証明書を添付してください。

（全税目についての未納がないことを証する納税証明書。町内の納付義務のない場合は、町税の納税証明書は不要です。）

⑧ 納税証明書（国税 申請日前3ヶ月以内に証明されたもの。写し可）

法人税（所得税）並びに消費税及び地方消費税の納税証明書を添付してください。

（未納がないことを証する納税証明書又は納付すべき額及び納付済額を証する納税証明書）

- ⑨ 商業登記簿の謄本又は誓約書**※誓約書の場合は押印すること。**

（申請日3ヶ月以内に証明されたもの）

申請者が法人の場合は、商業登記簿の謄本（写し可）、個人の場合は誓約書（第3号様式）を添付してください。

- ⑩ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

（雇用保険・健康保険・厚生年金保険が「加入」または「適用除外」となっているもの）

建設業法第27条の23の規定により、国土交通大臣又は都道府県知事から通知を受けた最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写しを添付してください。

なお、この通知書により社会保険等の加入状況の確認をあわせて行います。

- ⑪ 使用印鑑届（原本）【任意様式可】**※押印すること。**

様式は任意様式でかまいません。

町外の申請者で支店長等に代理権を与えた場合には、受任先の使用印を届けてください。

- ⑫ 代理権限を証する書面（委任状）（写し不可）【任意様式可】

※押印すること。

様式は任意様式でかまいません。

- ⑬ 暴力団排除に関する誓約書（写し不可）**※押印すること。**

（第12号様式）**※町独自様式**

この様式についてのみ町独自様式となります。

《測量・建設コンサルタント等》

- ① 入札参加資格審査申請総括表

第13号様式（その3）（測量、建設コンサルタント等業者）

- ② 競争入札参加資格審査申請書 **※押印すること。**

第1号様式（その2）（測量、建設コンサルタント等業者）

- ③ 測量法第55条の8第1項の規定に基づく書類の写し（2年分）**測量**
測量業者は、必ず添付してください。
- ④ 現況報告書の写し（2年分）**コンサル**
建設コンサルタント登録業者、地質調査業者及び補償コンサルタント登録業者は、必ず添付してください。
- ⑤ 登録証明書又は登録通知書の写し
登録の更新手続中の場合は、登録証明書又は登録通知書の写しと更新申請書（提出先の受付印のあるもの）の写しを併せて提出してください。
- ⑥ 営業所一覧表（第2号様式）【任意様式可】
- ⑦ 公共測量等経歴書【任意様式可】
様式は任意様式でかまいません。
申請日の直前2年間において請け負った業務等（未完了のものを含む）について主なものを記入してください。
- ⑧ 技術者経歴書【任意様式可】
様式は任意様式でかまいません。
- ⑨ 納税証明書（町税 申請日前3ヶ月以内に証明されたもの。写し不可）
：和木町内に本店又は営業所等を置く場合
固定資産税、軽自動車税、法人町民税、個人町民税等の納税証明書を添付してください。
（全税目についての未納がないことを証する納税証明書。町内の納付義務のない場合は、町税の納税証明書は不要です。）
- ⑩ 納税証明書（国税 申請日前3ヶ月以内に証明されたもの。写し可）
法人税（所得税）並びに消費税及び地方消費税の納税証明書を添付してください。
（未納がないことを証する納税証明書又は納付すべき額及び納付済額を証する納税証明書）
- ⑪ 商業登記簿の謄本又は誓約書**※誓約書の場合は押印すること。**
（申請日3ヶ月以内に証明されたもの）
申請者が法人の場合は、商業登記簿の謄本（写し可）、個人の場合は成誓約書（第3号様式）を添付してください。
- ⑬ 使用印鑑届（原本）**※押印すること。**
様式は任意様式でかまいません。

町外の申請者で支店長等に代理権を与えた場合には、受任先の使用印を届けてください。

- ⑭ 代理権限を証する書面（委任状）（写し不可）※押印すること。

様式は任意様式でかまいません。

- ⑮ 暴力団排除に関する誓約書（写し不可）※押印すること。

（第12号様式）※町独自様式

この様式についてのみ町独自様式となります。

9. 資格の有効期限

資格の有効期限は、当該資格が決定された日の翌日から令和5年3月31日までとします。

ただし、令和5年度の資格が決定されるまでの間は、引き続きその効力を有するものとします。

10. 資格事項の変更届

申請書を提出後、次の(1)から(8)までの事項について変更があった場合には、速やかに「競争入札参加資格審査事項等変更届」（第8号様式）を提出してください。

- (1) 許可（登録）番号又は許可（登録）年月日

許可（登録）通知書の写しを添付してください。

- (2) 商号又は名称

法人である者に限り商業登記簿抄本（写し可）を添付してください。

- (3) 代表者の氏名

個人の場合は、誓約書（第3号様式）を添付してください。

法人の場合は、商業登記簿抄本（写し可）及び暴力団排除に関する誓約書（第12号様式）を添付してください。

- (4) 営業所の名称又は所在地

法人である者に限り営業所の名称又は所在地に変更があった場合は、商業登記簿抄本（写し可）を添付してください。

- (5) 代理人

委任状（様式任意）を添付してください。

- (6) 使用印鑑

見積・入札・契約時の使用印鑑が変更になる場合は提出してください。

(7) 登録業種・部門

土木関係建設コンサルタント及び補償関係コンサルタントに限り、登録(抹消) 通知書(写し) を添付すること。

(8) 資格の取り下げ

廃業の際は、可能であれば廃業届の写しを添付すること。

1 1. 資格の承継承認申請

資格の認定後、次の(1)から(5)までに該当することとなった場合に、その承継人は、引き続き入札参加資格を承継することを希望するときは、新規に許可(登録)を受けた後、競争入札参加資格承継承認申請書(第10号様式)を提出してください。

(1) 個人が死亡したときは、その相続人

(2) 個人が法人を設立したときは、その法人

(3) 個人又は法人が廃業したときは、その営業を譲り受けた者

(4) 法人が合併したときは、合併後存続する法人若しくは合併によって成立した法人

(5) 個人又は法人が企業組合又は協業組合を設立したときは、その企業組合又は協業組合

※ 承継承認申請には次の書類を添付すること。

- ・ 許可(登録) 証明書又は(登録) 通知書の写し
- ・ 法人にあつては商業登記簿の謄本(写し可)、個人にあつては代表者の身分証明書(市町村の発行するもの)
- ・ 営業所一覧表
- ・ 技術者等経歴書
- ・ 代理権を証する書面(委任状)